

札幌市中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例案

令和7年（2025年）11月26日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例

札幌市中央卸売市場業務規程（昭和47年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第62条の次に次の1条を加える。

（開設者による指定飲食料品等の公表等）

第62条の2 前条に定めるもののほか、市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（1） 市場において取り扱う指定飲食料品等（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。次号及び第3号において「食品等持続的供給法」という。）第42条第1項に規定する指定飲食料品等をいう。次号において同じ。）

（2） 前号に掲げる指定飲食料品等の食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標

（3） 卸売業者、仲卸業者、売買参加者、買出人その他の飲食料品等事業者等（食品等持続的供給法第33条第3項に規定する飲食料品等事業者等をいう。）が構ずるよう努めなければならない食品等持続的供給法第36条に規定する措置

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（理 由）

卸売市場法等の一部改正に伴い、市長が市場において取り扱う指定飲食料品等の公表等を行うこととするため、本案を提出する。